

## 申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局建築指導部建築企画課 (06-6208-9284)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における道路斜線制限の特例許可
概要	建築基準法第68条の5の3第2項では、高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画の区域内において、敷地内に道路に接して有効な空地が確保されていること等により、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認め、建築審査会の同意を得て許可した建築物については、道路斜線制限の規定を適用しないと規定されています。
根拠法令等 及び条項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築基準法第68条の5の3第2項</li> <li>・ 大阪市地区計画にかかる認定及び許可取扱要綱</li> <li>・ 大阪市地区計画にかかる許可取扱要綱実施基準（高度利用型）</li> <li>・ 大阪市地区計画に係る許可申請（高度利用型）の手続き要領</li> </ul>
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 敷地面積は500㎡以上であること。</li> <li>■ 建築物は耐火建築物とすること。</li> <li>■ 建築物の低層部（前面道路からの高さが次式に定める基準高さHc以下の部分をいう。）の各部分から前面道路の境界線までの距離は、2m以上であること。ただし、屋根、ひさし、軒飾り、歩行者の利便に供する施設及び地盤面下の部分についてはこの限りでない。 Hc = (前面道路の幅員W + 2m × 2) × 1.5</li> <li>■ 建築物の高層部（前面道路からの高さが(1)の基準高さHcを超える部分をいう。）の各部分から前面道路の中心線までの距離は、10m以上であること。</li> </ul> <p>上記記載のほか、「大阪市地区計画にかかる認定及び許可取扱要綱」、「大阪市地区計画にかかる許可取扱要綱実施基準（高度利用型）」を必ずご確認ください。</p>
標準処理期間	60日
経由日数	なし
提出先	計画調整局 建築指導部 建築企画課
提出時期	随時
提出方法	建築企画課及び関係協議先と事前協議を行ったうえ、許可申請書及び添付図書（正副2通）を作成してください。建築企画課窓口で納付書を発行しますので指定金融機関等で手数料を納付し、上記提出先まで提出してください。
手数料	¥160,000
相談窓口	計画調整局 建築指導部 建築企画課
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000256435.html">https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000256435.html</a>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前に建築企画課、関係協議先と協議を行ったうえ、申請を行ってください。</li> </ul>